五四二〇、五四二一、五四二四から五四二七まで、五四二八の一、五四二八の二、五四二九、五四三〇の一、五四三〇の三から五四三〇の五まで、五四三〇のイ、五四三〇のロの一、五四三〇のロの二、五四三〇のハの二、五四三〇のニの二、五四三一の三、五四三一の五、五四三一の七、五四三一の一〇から五四三一の一二まで、五四三一の二三から五四三一の二七まで、五四三一の二九、五四三一の三〇、五四三一の三三、五四三二のイ、五四三二のロ、五四三三、五四三四、五四三五のイ、五四三五のロ、五四三六、五四三七、五四三九、五四四一から五四四五まで、字二ノ久保五四八二の九から五四八二の一二まで、五四八二のイ、五四八二のニ、五四八二のホ、五四八二のチ、五四八二のリ、五四八二のヌ、五四八二のル、五四八二のヲ、五四八二のワ、五四八二のカ、五四八二のヨ、五四八二のタ、五四八二のソ、五四八二のク、五四八二の子

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市釜戸町字向鍛治屋三九〇三の一三五、三九〇三の九九七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県中津川市茄子川字東通六七三の一五、六七三の一六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市三郷町野井字北山二一三九の一〇、二一三九の一一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣　望月　義夫

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町東津汲字小寺八七八の一三、八七八の一四、字岡山八九六の三、八九六の四、八九七の二、八九七の三、八九八の二、八九八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○国土交通省告示第六百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　増富沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県北杜市須玉町比志字大野山　六四九八番七五七、六四九八番七五六、六四九八番七五六、六四九八番一、六四九八番七四六、六四九八番七四七、六四九八番七三六、六四九八番七三六、六四六二番一　一号及び二号、三号及び四号、五号から十号まで、十一号、十二号、十三号、十四号及び十五号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中ノ入沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県甲州市塩山上小田原字上小松尾　四四番二　一号

字立石　九三九番　二号から四号まで

九四一番　五号

九〇七番　六号から九号まで

字中ノ入

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　中村沢の二

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡身延町市之瀬字市ノ瀬　五九四番　一号

字峠　二四四〇番　二号

二四三九番　三号

字イモリ林　二四一八番　四号

二四一三番　五号及び八号

二四一二番二　六号及び七号

○国土交通省告示第六百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　下沖田沢

二　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十四年内務省告示第二十一号及び平成二十六年国土交通省告示第六百九十三号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）

静岡県藤枝市下之郷字下沖田　一〇二番二　一号、一〇一番一　二号、九七番一　三号、八八番一　四号、九二番一　五号、九〇番　六号、六五番六　七号

○国土交通省告示第六百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　祇園谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県飯石郡飯南町頓原字井奥谷川　二三三八番三　一号から三号まで、二三三八番三　四号、二三三八番二　五号、二三三八番一　六号、二三四〇番　七号及び八号、二三四一番一　地先道路敷　九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称　井奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県隠岐郡隠岐の島町都万字井奥　一五六三番　一号及び二号、一五六〇番　三号、一五四六番　四号、一五四二番　五号及び六号、一五四八番　七号、一五三三番一　八号及び九号、一五四九番一　十号及び十一号、一五五二番　十二号、十三号及び二十八号から三十号まで、一五六六番一　三十一号